

板橋区住民基本台帳及び戸籍に関する事務に係る証明書等の交付の請求に係る
本人確認に関する事務取扱要綱

(平成 18 年 11 月 30 日区長決定)

(令和 6 年 12 月 2 日一部改正)

(目的)

第 1 条 この要綱は、東京都板橋区住民記録保護条例（平成 16 年板橋区条例第 7 号。以下「条例」という。）第 2 章に既定する本人確認を行う事務について、他に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号。以下「住基法」という。）及び条例の例による。

(本人確認を行う請求の種類)

第 3 条 法令等に別段の定めがあるものを除き、条例第 5 条 3 項の区長が特に必要と認めるときに該当する請求とは、次に掲げる請求のうち、住民基本台帳の記載事項又は戸籍の記載事項に基づき作成されたものについての請求とする。

(1) 東京都板橋区手数料条例（平成 12 年板橋区条例第 10 号。以下「手数料条例」という。）別表 3 の項、9 の項、10 の項又は 14 の項に掲げる書類の請求

(2) 手数料を徴しない通知の請求

(本人確認書類)

第 4 条 条例第 6 条第 1 項に規定する官公署の発行した免許証、許可証若しくは身分を証する書面であって区長の定めたものは、次に掲げるものとする。

(1) 本人の顔写真を貼付したもので、写真に浮出しプレスによる証印のあるもの又は写真を特殊加工してあるもの

(2) 前号に掲げるもののほか、本人の氏名が確認できるもの

2 条例第 6 条第 1 項に規定する別に定める書面等は、官公署以外が発行したもののうち次に掲げるものとする。

- (1) 各種年金証書、年金手帳又は基礎年金番号通知書
- (2) 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 9 条第 2 項（同法第 22 条において準用する場合を含む。）に規定する書面その他の健康保険の資格確認書又は介護保険等の被保険者証
- (3) 学生証
- (4) 社員証・職員証、又はこれらに準ずる身分証明書等
- (5) 前各号に掲げるもののほか、本人の氏名が確認できるもの（氏名を自署したものを除く。）

3 前各項に規定する本人確認書類は、有効期間の定めがあるものは、有効期間内のものに限る。

（本人確認書類の提示等）

第 5 条 条例第 6 条第 1 項に規定する本人確認において、本人確認書類の提示を求めるにあたっては、次に掲げる方法による。

- (1) 前条第 1 項第 1 号に掲げる書類 1 点を提示する方法
- (2) 前条第 1 項第 2 号又は第 2 項第 1 号から第 4 号までに掲げる書類 2 点を提示する方法
- (3) 前条第 1 項第 2 号又は第 2 項第 1 号から第 4 号までに掲げる書類 1 点及び同条第 2 項第 5 号に掲げる書類 1 点を提示する方法
- (4) 前条第 1 項第 2 号又は第 2 項に掲げる書類を提示し、併せて請求を行う者を特定するため、住民基本台帳の記載事項又は戸籍の記載事項等について質問を行い、本人であることを説明させる方法
- (5) 条例第 6 条第 2 項第 1 号に規定する質問を行う方法。この質問の項目は前号と同様とする。

（郵送による場合の本人確認書類の確認）

第 6 条 条例第 6 条第 2 項第 2 号に規定する本人確認書類の写しの提出の方法については、次に掲げる方法による。

- (1) 第 4 条第 1 項に掲げる書類のうち住所の記載のあるもののいずれか 1 以上の写しを提出する方法

(2) 戸籍の附票の写し若しくは住民票の写し(以下「附票の写し等」という。)を送付し、これらの写しに記載された現住所を送付すべき場所に指定する方法

(3) 板橋区の管理に係る現に請求の任に当たっている者の附票の写し等に記載された現住所を送付すべき場所に指定する方法

付 則

- 1 この要綱は、平成 18 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 戸籍届出及び住民異動届出における本人確認に関する事務取扱要綱は、平成 18 年 11 月 30 日限り、廃止する。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行する。

付 則

この要綱は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

付 則

この要綱は平成 27 年 2 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に被保険者証が交付されている者に対する本人確認については、当該被保険者証の有効期間（当該有効期間が令和 7 年 12 月 2 日以後の日に到来する場合は、令和 7 年 12 月 1 日）が到来するまでの間は、なお従前の例による。